

第9章 咖啡、茶、馬黛茶及香料

修正稅則號別及貨名	修正稅															現行稅則號別及貨名	現行稅率			說明
	自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			自112年1月1日起			第1欄	第2欄	第3欄					
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄								
09030000 馬黛茶類	20%	免稅 (PA, NZ, SG, PY) 1.3% (GT) 4% (NI, SV, HN)	42.5%	20%	免稅 (PA, GT, NZ, SG, P Y) 2.6% (NI, SV, HN)	42.5%	20%	免稅 (PA, GT, NZ, SG, P Y) 1.3% (NI, SV, HN)	42.5%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG , PY)	42.5%				09030000 馬黛茶類	20%	免稅 (PA, NZ, SG) 1.3% (GT) 4% (NI, SV, HN)	42.5%	為履行我國與巴拉圭「第1屆臺 巴經濟合作協定聯合委員會」 第4號決議文，對原產自巴國之 馬黛茶類產品，立即調降關稅 至免稅，爰修正稅則第0903節 第09030000號之第2欄 巴國(PY)稅率如左。